
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和6年9月20日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和6年9月20日 午後1時30分開議

- 日程第1 請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第3 議案第25号 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第26号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）
- 日程第6 議案第28号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）
- 日程第7 議案第29号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第8 議案第30号 令和6年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第9 認定第1号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和5年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 同意第1号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第2号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

- 日程第15 同意第3号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第16 同意第4号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第17 同意第5号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第18 同意第6号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第19 同意第7号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第20 同意第8号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第21 議案第31号 米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第22 議案第32号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第23 発委第5号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について
- 日程第24 議員派遣の件について
- 日程第25 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第27 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第3 議案第25号 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第26号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)
- 日程第6 議案第28号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2回)
- 日程第7 議案第29号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

回)

- 日程第 8 議案第30号 令和 6 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 9 認定第 1 号 令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 2 号 令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 3 号 令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 4 号 令和 5 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 同意第 1 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 2 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第15 同意第 3 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第16 同意第 4 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第17 同意第 5 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第18 同意第 6 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第19 同意第 7 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第20 同意第 8 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第21 議案第31号 米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第22 議案第32号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第23 発委第 5 号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について
- 日程第24 議員派遣の件について
- 日程第25 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第27 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 齊 田 光 門

2 番 加 藤 修

3 番 江 田 加 代

4 番 長谷川 康 弘

5 番 前 田 昇

6 番 石 原 浩 明

7 番 河 中 博 子

8 番 橋 井 満 義

9 番 松 田 悦 郎

10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 来 海 操

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 大 武 浩 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 福 井 真 一
教育長 井 田 博 之 教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和 6 年 9 月第 3 回定例会最終日、討論・採決を開催します。

冒頭ですが、最近の出来事について、議会人として、またスポーツ指導者の一人として一言述べさせていただきますと思います。

連日の兵庫県知事の問題には、皆さんも一緒と思いますが、ストレスのたまる毎日であります。率直に住民も無関心ではおられないことを実感した事例ではないかと思っております。

また、うれしい話題として、今朝の速報で、ドジャース、大谷翔平選手が、皆さんも期待しておられた 5 0－5 0 達成、日本人として誇らしく、また朝から元気をもらったところであります。スポーツのすばらしさを改めて知るところであります。本日、最終日、気持ちよく臨めるところであります。

議員各位におかれましては、会期 1 8 日間、特にこのたびは、会期中に前年度会計に関わる決

算審査ということで慎重審議していただきました。

また、執行部の皆さんには、丁寧な説明に終始していただいたところであります。御苦労さまでした。

決算審査報告書においては、附帯意見も添えた報告となっております。次年度に反映されるよう申し添えたいと思います。議会として、本来のチェック機能の強化とともに、協調姿勢の中で今後の議会運営に取り組んでまいりたいと思っております。改めて、御苦労さまでした。

それでは、本日の議事日程に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 請願第1号

○議長（山路 有君） 日程第1、請願第1号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書についてを議題とします。

本請願については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

本委員会に付託されました請願第1号の審査結果を、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

請願第1号、令和6年9月20日。日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。請願の提出者、米子市博労町3-90、米子民主商工会会長、植田均、米子市博労町3-80-1、米子医療生活協同組合理事長、梶野大。

件名、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書。

審議は9月6日、議会委員会室で行い、採択1、趣旨採択1、不採択2で不採択となりました。

出席者を紹介します。敬称は略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子の教育民生常任委員5名と、議会事務局から里英樹事務局長の6人です。

陳情の概要と審議内容を報告します。現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改定案が第211回通常国会で成立しました。

しかし、マイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを

発行すると定めたマイナンバー法第16条の2及び第17条や憲法第13条に反します。健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの取得や利用等に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。また、他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例もあり、命に関わる問題として不安が広がっています。

こうした趣旨から、廃止をしないよう求めるものです。

請願の項目。1、健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を国に上げてください。

委員会では、次のような意見が出されました。まず、反対意見から。スタート当初はいろいろあったが、その後、申請者が減ったという実態もない。最初は戸惑ったけれども、窓口で丁寧に指導してもらえるので、その後、スムーズに受診している。不採択。マイナンバーカードは便利である。今の保険証は期限まで使えるし、資格確認書も発行するとしている。不採択。趣旨採択としては、廃止までしなくてもよいのではないかと思うが、将来的にはデジタル化を見据えてマイナ保険証になっていくであろう。趣旨採択。賛成意見は、廃止された後は資格確認書の申請など不便になると思う。健康保険証は命に関わる問題なので、廃止しなくても今のまま使えるようにすべきだ。採択。といった意見が活発に交わされました。

採決の結果、最初に申しましたけれども、採択1、趣旨採択1、不採択2となり、不採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。

請願第1号、健康保険証の廃止をしないように国に求める請願に対する先ほどの委員長報告は、不採択すべしでした。私は委員長報告に反対し、採択すべしの立場で討論いたします。

請願者提出の国に対する意見書の案にあります、健康保険証は単に健康保険事務を行うためのものではなく、健康保険に加入した権利証というべきものであり、事務の効率化の下に廃止すべきではない。政府は、任意取得であるマイナンバーカードを所持しない国民のために資格証明書を交付するとしていますが、医療、介護の現場では健康保険証が廃止されることに不安の声

上がっています。これらの問題は、健康保険証を残すことで解決がつくことであると思います。

私は、この意見書案に全面的に賛同し、紹介者を引き受けました。

そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意ですので、マイナンバーカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うのも、それぞれの選択は尊重されるべきだと考えています。任意だったマイナンバーカードに保険証の機能をつけて保険証を廃止することは、事実上、強制になってしまうのではないのでしょうか。私はそこが一番問題だと考えています。

デジタル庁によりますと、現在、マイナ保険証の利用率が1.13%だそうです。9人に1人しかマイナ保険証を使っていない現状で、1人しか使っていないほうに一本化して残りの8人が使っているものを廃止したら、混乱が起きるのは目に見えています。

ほとんどの高齢者施設では、事実上、入居者が病気やけがで病院を受診する際に資格確認がスムーズにできるように、健康保険証をまとめて預かっています。保険証が廃止されても施設にマイナンバーカードを預かるわけにはならない、盗まれたり紛失したりすれば財産などを狙われたり、プライバシーをのぞかれたりするリスクがあるので、施設としては、施設と職員にかかる管理体制の負担が大変大き過ぎる。これが医療、介護の現場の切実な声ではないのでしょうか。

私は、健康保険証の廃止は、全ての人に保険で必要な給付をするという60年かけて築いてきた世界に誇る国民皆保険制度をしっかりと守っていくという観点がとても薄い制度設計で、混乱を招いてはならないと考えます。ある村内の方が、医療費の無料化がなかったらこの子を殺してしまっていたかもしれない、本当にありがたかったと話してくださいました。

皆さんに賛同いただき、国に保険証を廃止しないことを求める意見書を上げていただきますよう、心よりお願いいたします。

これで討論を終わります。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

長谷川議員。

○議員（4番 長谷川康弘君） 4番、長谷川です。

私は、請願第1号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願について、不採択とする教育民生常任委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

この請願の趣旨の1つとして、マイナンバーカードの取得を事実上強制するものとありますが、マイナンバーカードは任意取得であることに変わりはありません。

また、マイナンバーカードの申請取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられるとありますけども、現在の保険証が有効期限まで利用できること、さらに、申請し

なくても発行される資格確認書が交付されるということもあります。

また、マイナ保険証は、医療機関への診療情報、投薬情報を提供することができ、また自身でも確認することもできます。

また、申請しなくても、高額な立替払いをせず、窓口で一定額以上の支払いが不要になる高額療養費制度が適用されるなど、メリットもたくさんあります。

以上のことを鑑み、本請願は適当ではなく、私は請願第1号を不採択とする委員長報告に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第2 陳情第6号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第6号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

本陳情については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

本委員会に付託されました陳情第6号の審査結果を、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

陳情第6号、平成6年9月20日。日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。陳情提出者、米子市米原2丁目3番20号、アーバンプラザ1F-4、鳥取県高等学校教職員組合西部支部支部長、先灘文広、鳥取県教職員組合西部支部支部長、内田浩文。

陳情の件名です。「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働

働是正を求める意見書採択の陳情について。

審議は9月6日朝9時から議会委員会室で行い、全会一致で採択となりました。

出席者、敬称を略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子の教育民生常任委員5名と、議会事務局から里英樹事務局長の6人です。

陳情の概要とその審議内容を報告いたします。今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善と、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

2024年4月、それまで猶予期間が設けられていたドライバーや医師など5つの業種に労基法時間外上限が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給与特別措置法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

骨太方針2024では、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善などを盛り込んだ給与特別措置法改正案を提出するとしていますが、長時間労働是正には不十分であり、具体的な業務削減、業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。

持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校における長時間労働是正のための政策実行を求めますというものです。

陳情の項目は4点。

1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。(1)部活動の地域移行をさらに進めること。(2)カリキュラム・オーバーロードの実態にあることから、学習指導要領の内容の精選や、それに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

2、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のために必要な財源確保等を行うこと。

3、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。

4、今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

委員会では、次のような意見が出されました。結果的に教員採用試験合格後に採用を辞退するのは、やはり時間外労働を含め働き方に問題があるのではないだろうか。勤務環境の改善は急がれる。採択。根本的に時間外労働が増え、長時間労働となっている。ゆとりのある学校の働き方改革を進めるためにも陳情は必要である。採択。多少は改善されたかもしれないが、現在はブラック企業同様の苛酷な状況になっている。超過勤務代は支払うのが当然である。採択。働き方改革の実現が第一、教員の成り手不足は喫緊の課題である。採択。といった意見が活発に交わされ

まして、採決の結果、全会一致で採択となりました。

教育制度について言及する場合は、子供ファーストを根本命題として改善、再検討をすべきだと思います。それを実現するためには、指導者である教員の働き方改革は必要不可欠と考えます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第25号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第25号、日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第4 議案第26号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第26号、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第27号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第28号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 29 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 29 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 30 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 30 号、令和 6 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 9 認定第 1 号 から 日程第 12 認定第 4 号

○議長（山路 有君） お諮りします、日程第 9 から日程第 12 までは決算の認定に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 9、認定第 1 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 2 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、認定第 3 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12、認定第 4 号、令和 5 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上を一括議題とします。

本 4 議案については、本議会において全員で構成する決算審査特別委員会に審査を付託していますので、決算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（橋井 満義君） 決算審査特別委員長の橋井でございます。

本定例会において付託をされております決算審査について御報告をさせていただきます。お手元に配付をしております決算審査報告書に基づき御説明をさせていただきます。

令和 6 年 9 月 20 日。日吉津村議会議長、山路有様。日吉津村議会決算審査特別委員会委員長、橋井満義。

決算審査報告書。令和 6 年第 3 回定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告をさせていただきます。

事件番号は、先ほど議長のほうから言われたとおりでございます。日程第 9 から 12 まで御説明させていただきます。

事件番号、認定第 1 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、令和 5 年度日吉津村公共下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上、認定の第 1 号から 4 号について審査をさせていただいております。

審査日時は、令和6年9月10日、11日、18日の3日間において審査を行っております。

審査の場所は、当日吉津村議会委員会室において行っております。

委員構成は、私、委員長、橋井でございます。それから、副委員長、敬称略させていただきます、河中博子。委員は加藤修、江田加代、松田悦郎、前田昇、長谷川康弘、斉田光門、石原浩明、山路有、各委員でございます。説明員は、総務課より小原義人課長、高塚悠美代室長、総合政策課から大武浩課長、福祉保健課からは橋田和久課長、こども園からは山路由紀子園長、建設産業課から福井真一課長、そして松田健作係長、住民課から矢野孝志課長、教育委員会から井田博之教育長、横田威開教育次長、議会事務局からは里英樹事務局長です。

審査の結果につきまして御報告をさせていただきます。

事件番号は、認定第1号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の結果は、認定すべきものであるということが審査の結果でございます。賛成多数によってでございます。

認定第2号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきであるというのが全会一致で可決されております。

次、認定第3号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の結果は、賛成多数で認定すべきであると結果が出ております。

認定第4号、令和5年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、可決、そして認定すべきであるというのが全会一致で認定されております。

令和5年度決算審査特別委員会付託事件についての審査の概要について御説明させていただきます。

認定第1号、一般会計歳入歳出決算。主な項目について御紹介させていただきます。

歳入総額は28億4,169万1,000円で、前年度比18.8%の減、歳出総額は26億9,685万6,000円で前年比20.4%の減で、翌年度へ繰り越す財産、繰越明許費を除いた実質収支額は1億1,063万4,000円となっております。

その財政の基盤である村税は9億1,433万4,000円、前年度比0.7%の増、そのうち個人住民税は1億9,285万6,000円、法人税は5,102万9,000円、固定資産税6億2,956万8,000円でありました。また、地方交付税は8億3,486万円で前年度比8.2%の増、国庫支出金は3億4,483万1,000円で前年度比5.4%の減であります。なお、寄附金のうち、ふるさと納税個人分は6,613万1,000円、企業版ふるさと納税は510万円でありました。ふるさと納税は貴重な財源であり、今後はさらに活性化するよう努められたいと思います。

歳出総額 26 億 9,685 万 6,000 円で、前年度比 20.4%の減、総務費 4 億 9,651 万 1,000 円、前年度比 8.0%の減。主なものは、うなばら福祉事業団への補助金が終了したことなどが主なものであります。民生費 9 億 8,202 万 7,000 円、41.7%の減。主なものは、こども園等複合施設整備事業の終了などによるものであります。教育費 2 億 7,006 万 9,000 円、4.2%の増。主なものは、小学校大規模改造 LED 化工事などであります。

次、認定第 2 号、国民健康保険事業勘定特別会計。

歳入総額 3 億 3,760 万 2,000 円で、前年度比 7%の減、歳出総額 3 億 3,662 万 7,000 円、前年度比 7.3%の減であります。被保険者数は 636 人でありまして、前年度は 661 人でありました。

次、認定第 3 号、後期高齢者医療特別会計であります。

歳入総額 5,493 万円で、前年度比 7%の減であります。歳出総額 5,474 万 7,000 円で、前年度比 1%の減であります。なお、被保険者数は 556 人で、前年度 533 人より増加しております。高齢化が進む中、住み慣れた土地で安心して健康で暮らせるよう、施策を取り組まれたいと思います。なお、国民健康保険につきましては、被保険者数の数が減少となっております。

次、認定第 4 号、下水道事業会計利益剰余金についてであります。

収益的収入 1 億 5,594 万 6,000 円で、前年度比 538 万 3,000 円の増であります。収益的支出 1 億 4,610 万 7,000 円で、前年度比 1,615 万 2,000 円の増であります。

資本的収入 561 万円でありまして、これは受益者からの負担金のみであります。資本的支出 5,059 万 9,000 円で、建設改良費 822 万 1,000 円と企業債償還金 4,237 万 8,000 円でありました。

なお、附帯意見といたしまして、審査の過程で、次年度予算編成及び今後の見直しのために別紙のとおり附帯意見を添付させていただいております。なお、審査における指摘事項については、速やかに検討の上、議会との協議の場で回答されたいと思います。

最後、巻末ではありますが、令和 5 年度決算審査に対する附帯意見を添付させていただいております。課ごとに順を追って読ませていただきたいと思います。

総務課であります。消防団員の成り手不足対策として、ちびっこ消防団の新設など、取組を強められたい。

総合政策課。現在 1 人で取り組んでいるひえづ 113 チャンネルの制作体制を複数化するなど、早急に強化し、安定した放送の維持管理を確立されたい。広報（村報）に村民の声を取り上げるべく、スペースをつくられたい。本村のホームページは内容に乏しく見にくい。もっと充実し、

予算書や各種審議会の議事録などを速やかにアップされたい。

建設産業課。海浜運動公園芝生広場から海岸までの松林の除伐、間伐を早急に実施されたい。球根の大幅な高騰により、チューリップマラソン実行委員会としても苦慮している。チューリップの村存続のためにも今後は行政主導で取り組まれない。橋梁や道路の老朽化に対し、修理やメンテナンスを行うため年次計画を作成し、提示をされたい。

福祉保健課。高齢化に伴い認知症者が増えつつある。行政として適切な対応に取り組まれない。

まちの保健室事業を再開されたい。児童館に正規職員を配置して対応されたい。

住民課。男女共同参画計画の見直しが長年放置されている。審議会も開催されていない状況に対し、役場全体で早急に対応されたい。環境審議会が開催されていない。村民の健康維持を図るための最低限の役割が果たされていない。早急に取組を強化されたい。

教育委員会。スポーツ少年団指導者の処遇を改善されたい。学校給食は、食材の高騰に対し、食事のレベルが低下しないよう援助されたい。

人権・同和教育の学習機会についての告知を徹底し、人権尊重の人づくり、村づくりを進められたい。ミライトひえづの民俗資料館について、村民が関心を高めアクセスしやすいよう取り組まれたい。村図書館の振興と小学校図書館・ミライトひえづ図書室などとの連携を図るために、図書館に正規職員の配置を検討されたい。

以上が決算審査に対する附帯意見として添付をさせていただきます。当局とされましては、これらのことを早急にまた議会等に御提示をいただきたいというふうに申し添えたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（山路 有君） 大変まとめもきちんとしていただきまして、どうも御苦労さまでした。

認定第1号から認定第4号まで、委員長報告は認定すべきものとなっていますので、この際、質疑はないものとし、討論・採決は議案ごとに行います。

まず、認定第1号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。

認定第1号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算について、先ほどの委員長報告は採択すべきでした。私は委員長報告に反対の立場で討論いたします。

1点についてです。先ほど附帯意見で述べられました男女共同参画推進事業の予算が未執行になっています。とても残念に思います。長期にわたって目につく活動ができなかった、審議会も

開催できなかったとの説明でしたが、女性が活躍できる社会を目指した事業は村にとっても大きな課題だと考えます。今後の事業推進に積極的に取り組んでいただきたいことを望みます。

以上が私の討論です。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 続いて、賛成討論を行います。賛成討論はありませんか。

石原議員。

○議員（6 番 石原 浩明君） 6 番、石原です。

認定第 1 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算について、委員長報告は認定でしたが、賛成の立場で討論します。

本議会決算審査特別委員会では、村税などの全体の歳入や歳出の状況、そして各課、各事業についても成果の説明を受け、疑問点をただしながら審査をしてきました。その結果、大部分の施策はきちんと進められ、成果を上げていると考えます。一部進捗の遅い事業、未実施のものなどがありましたが、委員会で附帯意見をつけていますので、今年度以降、一層事業を進められることと考えています。

また、本村の会計監査委員の意見書において、予算の執行状況は妥当であり、所期の目的に沿って執行されていると認められています。

以上のことから、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算は認定すべきと考えます。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で認定第 1 号に対する討論を終わります。

これから認定第 1 号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、認定第 1 号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 2 号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、認定第 2 号に対する討論を終わります。

これから認定第2号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。

認定第3号、私は委員長報告に対する反対討論をいたします。令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

後期高齢者医療保険制度は、2008年4月にスタートしました。それまでの老人保健制度は、公費と各保険者の拠出金で運営をし、高齢者の窓口負担を軽減する財政調整の仕組みのある制度でした。この新しい後期高齢者医療保険制度が導入されるときは、全国の老人クラブ連合会など、国民の怒りの声に押され、後期高齢者医療保険制度は低所得者の保険料の9割軽減、8.5割軽減の特例措置を導入してのスタートになりました。その特例措置はその後一部猶予されたものの、2019年には本則の7割軽減に戻されています。

日吉津村は保険者ではありませんが、私が後期高齢者医療保険の決算に反対する理由は、この問題を抱えた制度の下での会計処理であり、以下の問題点を指摘して反対討論といたします。

1点目は、誰でも病気がちになる後期高齢者だけを一つにまとめ、独立した医療保険にすることで、医療費は高額になります。

2番目は、2年ごとに保険料を改定していくという制度ですので、高齢化が進む限り際限なく保険料は上がっていきます。

3点目は、保険料は個人単位、減免は世帯単位という不合理な仕組みになっている点です。

以上の問題点を指摘し、私の反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 続いて、賛成討論を行います。賛成討論はありませんか。

斉田議員。

○議員（1番 斉田 光門君） 失礼します。1番、斉田でございます。

認定第3号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村高齢者医療特別会計補正予算であります歳入歳出決算書の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

現在、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下

がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題があります。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳から75歳につきまして保険者間の財政調整を行う仕組みを設け、75歳以上を対象とする制度について負担の明確化などを図っているところでございます。

日吉津村の特別会計決算状況は、歳出総額5,474万6,859円、前年度比約1.5%の減でございます。実質収支額は18万3,000円の黒字である。高齢化が進展する中、医療費の増加に伴う繰入金が増加傾向にあります。今後も事業の内容や周知、実地の効果も含め、よりよい事業となることを期待いたします。

引き続き行政運営に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、認定第3号の認定をよろしく願いいたします。

なお、他の議員の皆様におかれましても、賛同をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上により討論を終わります。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で認定第3号に対する討論を終わります。

これから認定第3号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、認定第4号に対する討論を終わります。

これから認定第4号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は可決・認定すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり可決・認定されました。

日程第 1 3 同意第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 3、同意第 1 号、日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 1 4 同意第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 4、同意第 2 号、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について同意される方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 1 5 同意第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 5、同意第 3 号、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 3 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 1 6 同意第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 6、同意第 4 号、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 4 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 1 7 同意第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 7、同意第 5 号、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 5 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 18 同意第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、同意第 6 号、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 6 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 19 同意第 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、同意第 7 号、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 7 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 20 同意第 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、同意第 8 号、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第 8 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 2 1 議案第 3 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 2 1、議案第 3 1 号、米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 3 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 2 2、議案第 3 2 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 発委第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 2 3、発委第 5 号、持続可能な学校の実現をめざす意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

陳情採択の結果に基づきまして発委いたします。発委第 5 号、令和 6 年 9 月 2 0 日。日吉津村議会議長、山路有様。提出者教育民生常任委員長、河中博子。持続可能な学校の実現をめざす意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 7 項及び会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

持続可能な学校の実現をめざす意見書（案）。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教員不足により子供たちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2 0 2 4 年度 4 月には、猶予期間が設けられていた 5 つの業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正に向かう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されている。

骨太方針 2 0 2 4 では、中教審「審議のまとめ」を踏まえ、2 0 2 6 年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める、2 0 2 5 年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど、給特法改正案を提出するとしている。

学校での働き方改革の前進を図る観点から、まずは骨太方針の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない現状の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善など、策定・実施すべきである。2 0 1 9 年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が欠かせない。

国においては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する施策実行を求める。

記。学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。(1)部活動の地域移行をさらに進めること。(2)カリキュラム・オーバーロードの実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

2、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

3、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。

4、今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年9月20日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上の6機関です。終わります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発委第5号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第24 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。この件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第25 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第25、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付し

ました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

県外での調査がありますので、総務経済常任委員長の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。

ただいま議長のほうからありましたとおり、閉会中の継続調査の申出について御説明を申し上げます。

令和6年9月20日。日吉津村議会議長、山路有様。総務経済常任委員長、橋井満義。

なお、県外視察調査でありますので、申出をさせていただくものでございます。

閉会中の継続調査申出書。本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。視察調査。調査事件、(1)就農支援・空き家対策について、(2)指定管理者制度・まちづくりについて。

調査地、山口県周防大島町並びに広島県海田町でございます。調査期間につきましては、令和6年11月7日から8日までの1泊2日の行程でございます。経費については、予算の範囲内です。

並びに、併記しておりますが、これは別件で、村内の継続調査として、事件として国道431号沿線区域の開発の状況について、期限は次期定例会まで行うようにしております。併せて御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第26 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第26、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

県外での調査でありますので、教育民生常任委員長の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

閉会中の継続調査の申出について報告申し上げます。

令和6年9月20日。日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。

閉会中の継続調査申出書。本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。調査事件、高齢者支援について。高齢化が進む中、高齢者処遇、支援、対策について学んでまいります。2、調査地、島根県奥出雲町。3、調査期間、令和6年10月28日。4、経費、予算の範囲内。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

_____・_____・_____

日程第27 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第27、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

_____・_____・_____

日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しまし

た調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

_____・_____・_____

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案は全て終了いたしました。

これをもって会議を閉じ、令和6年第3回日吉津村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時52分閉会
